

## 「介護福祉士養成大学における人材育成のあり方についての要望に関する調査」報告

宮内 寿彦 (十文字学園女子大学)

本調査は、現在、厚生労働省で進行中である「今後の介護人材に関する検討会」へ「介護福祉士養成大学における人材育成のあり方についての要望」を伝えていくことを目的として実施いたしました。調査期間が短いにもかかわらず、ご協力頂きました会員（正会員校・個人会員）の皆様に感謝申し上げます。

この調査結果は、介護福祉士養成施設協会大学部会（部会長 古川孝順）を通して、厚生労働省へ伝えていきますことを申し添えます。

### 1. 調査概要

#### 1-1. 調査主体: 介護福祉士養成大学連絡協議会事務局

#### 1-2. 調査対象及び調査方法

- ・介護福祉士養成大学連絡協議会 正会員校(32校)及び個人会員(60名)
- ・電子メール調査法

#### 1-3. 調査時期

- ・調査票の依頼時期・・・2010年6月7日(月)
- ・調査票の回収時期・・・2010年6月18日(金)

#### 1-4. 回収結果

- ・正会員校回収数(21校;回収率 65.6%)
- ・個人会員回収数(17名;回収率 28.3%)

表1. 回答会員（正会員校及び個人会員）の内訳

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
正会員校	21	55.3	55.3	55.3
有効 個人会員	17	44.7	44.7	100.0
合計	38	100.0	100.0	

## 2. 調査結果

要望案1. 4年制大学で介護福祉士養成教育を受け介護福祉士となった人が、専門性の高い人材として社会で評価され、活躍できるようなしくみ・位置づけについて検討していただきたい。

### 2-1. 「要望案1」についての「賛否」の集計結果

表2-1. 会員全体（正会員校及び個人会員）による「賛否」について

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
会員全体「賛」	30	78.9	83.3	83.3
有効 会員全体「否」	6	15.8	16.7	100.0
合計	36	94.7	100.0	
欠損値	2	5.3		
合計	38	100.0		

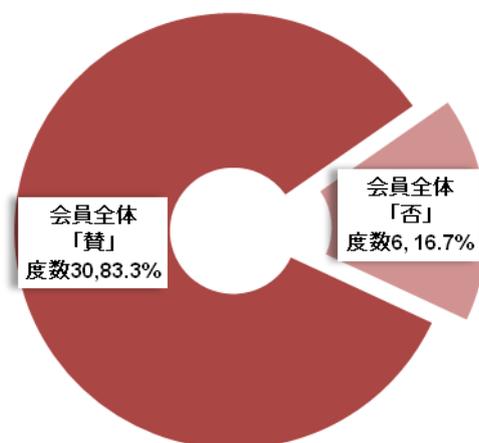


図2-1. 会員全体（正会員校及び個人会員）による「賛否」について

表2-2. 所属区分による「賛否」について

		要望1の「賛否」について		合計	
		「賛」	「否」		
所属	正会員校	度数	18	3	21
		所属の%	85.7%	14.3%	100.0%
	個人会員	度数	12	3	15
		所属の%	80.0%	20.0%	100.0%
合計	度数	30	6	36	
	所属の%	83.3%	16.7%	100.0%	

表2-3. 「要望案1」の自由記述の「有無」について

		要望1の自由記述		合計	
		有り	無し		
所属	正会員校	度数	13	8	21
		所属の%	61.9%	38.1%	100.0%
	個人会員	度数	11	6	17
		所属の%	64.7%	35.3%	100.0%
合計	度数	24	14	38	
	所属の%	63.2%	36.8%	100.0%	

## ○要望案1. について、「ご意見（加筆・修正）」抜粋。

### 正会員（「賛」の自由記述）

○基本的には、要望案1に賛成である。ただし、4年間の修学期間があれば、「専門介護福祉士」というのは、違うのではないかと。「専門介護福祉士」というからには、それに相応しいカリキュラムを設けるのは当然であるが、それだけではなく一定の実務経験が必要となるのではないかと。

○4年制大学における介護福祉士教育は、介護哲学（他者理解・自己理解出来たワーカーにより利用者主体を实践する理念）を含んだ学問であり、2年課程で身につけることの出来るものではない。その意味では今日いわれている「専門介護福祉士」に相応しい位置づけを認定すべきである。方法として、4年制大学で国試を受け介護福祉士の資格を取得したものを「専門介護福祉士補」として位置づけ、実務を2年間した上で「専門介護福祉士」としての身分を付与するのである。

○4年生大学では専門学校や短大と違って介護職場のリーダーを養成できる条件がそろっている。4年卒だと、哲学・社会学など幅広い学習があるため、技術などのテクニックだけではないものが得られることは事実。そのため、介護分野に就職すると、主任とか実習指導者の役割を持たされる。しかし、給料面で短大や専門学校と同様のところが多いためにほかの業種に就職する学生も多いというのが現状。日本の介護レベルを上げるために是非大学生にも魅力ある職種にしていきたい。大学で専門介護福祉士教育の場として構成されたカリキュラムが登用されると専門介護福祉士の資格をもったリーダーが養成されると思う。

○大学で介護福祉士と社会福祉士の両資格を目指す学生にとって、さらに専門介護福祉士のカリキュラムが上乘せされることは厳しい。しかし介護福祉士を専門として目指す学生にとっては、大学卒というだけでなく、内容的にも介護の専門性を学び、名実ともにリーダーとしての素養を身につけることは重要と考える。

○賛成。移行していく準備として、介護福祉士養成大学連絡協議会が統一した履修科目を設定して、協議会独自の認定を与えることを行なっていくことも必要ではないかと。

○専門介護福祉士教育においては、学士にとどまらず、修士を視野に入れた仕組みづくりが必要と考える。また4年制大学を経て、介護サービスの担い手になるからには、一援助者としてのみではなく、自らが経営者をめざすような志を持ってほしい。介護福祉士のリーダーというゴールではなく、介護サービスを提供する経営者として、これからの介護福祉サービスを創造する人材育成といった役割を、4年制大学は担うべきではないかと考える。また介護施設・事業所に限らず、一般企業等での活躍の場も広げられるために、相応に社会的評価がなされるような働きかけも望みたい。介護福祉を学んだ学生が、一般企業で活躍することを後向きに捉えるのではなく、前向きに捉えるよう考え方をシフトすることを望む。

○大学の課程を修了した学生は、専門学校等を卒業した者との違いは明らかに違いがありリーダーシップが求められる人材でもあると思う。専門介護福祉士は、介護福祉士と何が違うのかを今後明確にする必要がある。介護福祉士養成協会においても「専門介護福祉士」について検討していたのではないかと。その内容も検討材料になると思われる。

○4年間の教育により、人間的な成長に加え、物事を総合的にとらえる力を持つ大学生は、介護職のリーダーとして適していると考えられる。また、専門的な観点から自信を持って、多職種協働が出来ると思う。

### 正会員（「否」の自由記述）

○現状を踏まえて回答したい。現在、2年制と4年制の養成教育は、専門教育の中身において変わりがない。また学生の資質、基礎学力に関しても大きな差はないのが現実である。こうした現実を無視して4年間、大学に在籍しただけで「専門介護福祉士」の名称を与えることはいかかなものであろうか。むしろ4年制はゼネラルな福祉の担い手を育てるという方向、例えば社会福祉士も受験できる、あるいは高校教員免許「福祉」も取得できる等の付加価値を目指すべきと考える。専門介護福祉士というのであれば、大学院化を視野に入れるべきであろう。現状で4年間学習者を優遇する方向は、実力が伴わないプライドばかりが高い介護職を輩出しないとも限らない。

○専門介護福祉士を含め、介護福祉現場の人材の質の向上、その継続化に加え、養成教育及びキャリア形成教育の「質」を高める

ことが重要である。その点では、介護福祉士養成教育における4年制大学における教育が優位性をもっているとはいえない。カリキュラム編成に関わる認識と将来像へのイメージ、教育内容の具現化やその過程の関連性を突き詰めていくには、それぞれが専門分化し、「求められる介護福祉士像」はもちろん、「介護福祉の定義」と具体的な教育内容の未整備状態など、教員個々の教育の質や学校組織としての限界性の放置による教員間の連携の危うさは、「介護教員講習会」等におけるグループワークを通して顕著である。したがって、4年制大学を経ての介護福祉士に、その優位性を持たせたいという希望と、現実には大きな乖離がある。

### 個人会員（「賛」の自由記述）

○看護師教育においても4年制の場合、看護師と保健師の両方の国家試験の受験資格が得られる。介護福祉士にとっても、同じようにひとつの付加価値をつけられるようにすべきだと考える。

○「専門」介護福祉士制度の功罪の検討を広く行うことが前提と思う。

○4年生大学の教育の場は幅広い教養教育にある。介護のような一方で医学的・科学的知識から他方で社会の各領域でのソーシャルワークのような法律、行政、経済、社会、心理学、教育の知識まで必要とされる専門職種は、幅広い大学での教養教育の場でしか養成できないであろう。実践的経験を積んだあとには専門介護福祉士教育の場として4年生制大学を位置付けることは喫緊の課題である。

○先日の介養協総会において発表された（認定？）専門介護福祉士設置の構想としては、1800時間+1年課程のコースが案として出されていましたが、その内容との折り合いはどのようにされるのか？また、この資格取得の教育機関としてはどこを想定されるのか？私見としては、基本的に1800時間+1年課程を基本として、大学での過程ではこの1年課程の内容を教育課程の中に盛り込むことで取得可能とすることが良いと思う。したがって、具体的な時間要件を加えたほうが良いと思う。

○ただ忙しく業務をこなすことで精一杯の介護現場から、人に注目し、個別介護を組み立て、セルフケアを支援する介護へと転換するためには、4年制で介護福祉の基礎を学び、専門教育を積み上げた人材が核となっていく必要がある。4年制大学で介護福祉士養成教育を受けた介護福祉士が、専門性の高い人材として社会で評価され、活躍できるようなしくみ・位置づけを求める。

○これを要請する教員養成も必要である。現在の教員養成のレベルでは対応できないので、大学院修了者を増やし対応するようなシステムを造る必要がある。

○人材確保のために多様なルートは認めるとしても、リーダーとなる介護福祉士は4年制大学で養成されるべきあり、介護福祉という領域が学問としても今後発展するためには、不可欠である。

### 個人会員（「否」の自由記述）

○専門介護福祉士は、介護福祉士の上位資格と考えるならば大学の教育レベルは必要だと考える。しかし、介護福祉士の養成は2年の専門学校でも可能であり、専門介護福祉士の意味が未だ明確になっていない、イメージとしても共通理解を得られていない状況で大学教育だけが専門介護福祉士の養成ができるという要望には今の所賛成できない。大学教育の中で専門介護福祉士の養成をする、できるとするならば、かなりの専門的なレベルを提供しなければならず、まだ、介護福祉士の養成には大学院も成立していないのである。大学院レベルなら専門を探究する機関であるから養成は可能と考える。介護福祉士の養成をもっと充実させて将来のリーダー介護福祉士育成なら教育内容により可能と考える。

○要望案については賛成。しかし、要望理由に大学での専門介護福祉士教育を位置づけるには違和感を感じる。

○専門介護福祉士となれば、高度な知識・技術が求められ、現場実践（実習ではなく）は不可欠と考えるため実践経験を持たないままでの資格取得には賛成できない。

要望案2. 介護教員研修会・介護教員要件を見直し、4年制大学で介護福祉士養成教育を受け介護福祉士となった人が、介護福祉の教育研究を担う次世代の人材育成につながるようにしていただきたい。

2-2. 「要望案2」についての「賛否」の集計結果

表2-4. 会員全体（正会員校及び個人会員）による「賛否」について

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	会員全体「賛」	27	71.1	73.0	73.0
	会員全体「否」	7	18.4	18.9	91.9
	「その他」	3	7.9	8.1	100.0
	合計	37	97.4	100.0	
欠損値		1	2.6		
合計		38	100.0		

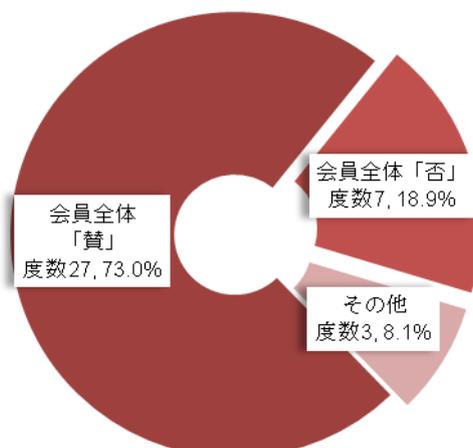


図2-2. 会員全体（正会員校及び個人会員）による「賛否」について

表2-5. 所属区分による「賛否」について

		要望2の「賛否について」			合計	
		「賛」	「否」	「その他」		
所属	正会員校	度数	15	4	2	21
		所属の%	71.4%	19.0%	9.5%	100.0%
	個人会員	度数	12	3	1	16
		所属の%	75.0%	18.8%	6.3%	100.0%
合計	度数	27	7	3	37	
	所属の%	73.0%	18.9%	8.1%	100.0%	

表2-6. 「要望案2」の自由記述の「有無」について

		要望2の自由記述		合計	
		有り	無し		
所属	正会員校	度数	12	9	21
		所属の%	57.1%	42.9%	100.0%
	個人会員	度数	10	7	17
		所属の%	58.8%	41.2%	100.0%
合計	度数	22	16	38	
	所属の%	57.9%	42.1%	100.0%	

## ○要望案2. について、「ご意見（加筆・修正）」抜粋。

### 正会員（「賛」の自由記述）

○現在の介護系の教員は、両省の資格要件を満たす教師が少なく、過重の負担を強いられている。そこで、当面は4年制大学の介護福祉士養成教育を受け介護福祉士となった人の場合、介護教員講習会を受講しなくても、実務3年の経験があれば教員となれる道を作って欲しい。ただし、実務3年の経験は向こう10年間の経過措置で、その後は5年とすべきである。なぜなら、介護福祉教育は実践教育であり、真の意味で介護現場の状況が教育現場に反映され、専門性を進化させていくためには少なくとも5年の現場経験は必要となる。

○養成教育機関の人材確保という観点からぜひ実現したい。

○当校でも職員を採用する際の要件に、大学院修了、実務経験5年以上、研究業績、さらに教員講習会修了が加わると、この要件を満たしている若い人となると助教の採用でも大変厳しいものがある。大学の教員採用は修士課程修了、研究業績、実務経験が満たされている人は教員講習会の科目は十分に補えていると思われる。専門学校教員の採用要件がどのようになっているのかわからないが、介護福祉学課程の大学を卒業し、実務経験5年以上あれば教員講習会を新たに受講しなくても十分介護福祉教育は可能と思う。

○4年制大学の卒業生であっても、教員職ができる能力を有する学生は多いとは言え、時間数等は検討の余地がありますが、何らかの講習会を受けることは必須だと考える。しかし、今回の主旨が専門学校との差別化としてとらえるのであれば、その限りではない。

### 正会員（「否」の自由記述）

○要望案1が通った上、その卒業生ならば、2案も可能考えられるが、現行の4年生大学卒業+実務経験3年だけでは、今後の教育内容の水準をあげるためには力量不足となろう。介護教員講習会では、教育原理や方法など、伝える側の学びも多くあり、重要と考える。

○介護教員講習会は、研究能力および教育能力の向上において大変実りがあった。大学院修了もしくは、大学卒業かつ研究業績をもって介護教員講習会の一部免除や、全課程免除などはあってもいいと思う。しかし、事例研究報告や卒業論文などを学生に課することを考えれば、大学卒業のみで、介護教員講習会を免除するというのは、ハードルとして低いのではないかと考える。

○本論理の根拠とその展開で、介護福祉士養成教育の在り方を左右する「教員要件」を低位なものとする要望が出てくること自体、現実の認識の大きなズレを感じ、非常に深刻に受け止めている。看護師等教育とその教員要件を例に出されるが、その結果の検証は済んでいない。学位があり、相応する研究実績が実務経験や理論や知識の実証研究という形で積み重ねられ、教員講習会を経ること、特に、介護福祉教育・研究分野については、現在以上の「時間数」の上乗せや臨床現場、研究現場での社会的な経験も必要な状況にある。教育実践力の形成過程と教職教育についての課題は、小中高校の教員免許でさえも既に明確な総括がなされているところである。「大学で教育を受け教育に関する科目を履修していれば」と、何を根拠にそれで良しといえるのか、個人差や大学教育そのものによる格差、実践現場における実証的教育研究による教育力形成の「差」をいかに認識しているのか、疑問であり、要望には反対である。

### 正会員（「その他」の自由記述）

○介護教員講習会に対する意見として、賛成の部分は、介護教員は、4年制大学の介護福祉士養成教育を受け、介護福祉士となった人が介護福祉教育に従事できるしくみは必要で、介護教員研修会や介護教員要件の見直しの検討については賛成。しかし、大学を卒業したから、即教員というのは無理であろう。大学において介護福祉士教育プラス教免を持っていることが必要だろうと思う。教育というのは教授、伝達の技術が必要。大学教育を受け、どんなに豊かな理論を持っていたとしても、授業の組み立て方、学生の反応に合わせて授業の組み替え、教材の選択、学生集団の構築、教育環境づくり、などが必要になる。つまり、教育実践の力量が求められる。したがって、教員になってから教育力を高めるために、研究授業や教育研修会への参加の保障が必要。講習会の効果を高める

ためには、講習会の目標を教育実践の修得に位置づけ、講師の布陣を考えるべき。

○実務経験は、社会福祉士の教員要件でも5年必要であるように、介護もそちらに合わせて、5年でも良いのではないかと考える。多くの大学では介護福祉士と社会福祉士受験資格の両方を取得すると考えられるからである。社会福祉を教授する大学教員として、介護だけが経験3年であると専門性の問題やバランスとしても問題があると感じるがいかがだろうか？さらに、看護が3年であることを根拠としているが、看護の実習体制や就職後の教育や研修システムによる現場での専門性の形成は、介護分野より何年も先に進んでいると考えられるが、いかがだろうか？

### 個人会員（「賛」の自由記述）

○賛成である。しかし、教育内容を吟味する必要があるのではないかと。各大学で教員資格が可能となっても、大学の教育内容によっては、教員に必要な内容を学習していない場合も想定される。例えば、教育評価である。この評価を大学で教授する内容に組み込まれているのか分からないので、教育内容を吟味していく必要があると考える。また、介護福祉士の養成はようやく20年を経過したばかりである。介護独自の要素はまだ混迷している状況だと感じる。国家の利得政策に翻弄されながら、カリキュラムや制度面など変更改訂が続いている。私たちが何を大切に教育をしているのか、学生の人としての質を上げる。職場で能力ある人材に、魅力ある職場にという様々なことを試行錯誤しながら創り上げて来つつある現状を考えると、良く議論してほしいところである。

○このような大学での介護教員への道が遠くなっているのは、医学や看護学のように確立された介護福祉学といった学問体系がまだないことも一つの原因である。現場経験の大切さというまでもないことであるが、学問としての介護福祉学（総合的ケア学）を形成するためには学問横断的な大学院レベルでの研究・教育機関も必要であろう。

○4年制大学の介護福祉士養成教育を受け介護福祉士となった人が、介護福祉士養成施設の教員になり、大学教員として戻ってこられるように、循環する道をつくらなければならないと切に望む。

○なぜ、5年なのか、厚生労働省は、その根拠を示してほしい。先行する看護師や保健師等と同様に大卒介護福祉士については、要件を緩和すべきであると思う。5年以上としなければならない根拠を明確にしてほしい。明確に示せないのであれば直ちに3年とすべきであると思う。

○これは大賛成であり、必ず推進すべきである。なぜなら、現在の実務経験5年の規定が大きな弊害を生んでいるからである。たとえば、実務経験5年あれば、大卒でなくも教員になれてしまい、看護系の教員で早くに大学院学位を取れた教育研究に意欲と資質を持った者でも、道が閉ざされてしまう。また、逆に全く介護の現場も知らない者、小児科病棟でしか従事したことない者、研究者としての素養が全くない者が教員をしている。この悪しき現状は、早急に解決すべきである。

### 個人会員（「否」の自由記述）

○大学教育を受けている場合、実務経験は3年で充分である。しかし大卒だけでは講習会を完全免除ではなくいくつかの科目を免除することではどうか？全部受ける必要はない。大学院前期課程以上を修了している場合は、教員講習会を免除する方針が望ましい。

○4年生大学の介護福祉教育を受け介護福祉士となった人が介護教員になることについては賛成。しかし、その理由には、疑問点もあり、賛成しかねる。4年生の介護大学は、介護に特化していない課程もあり、一概に看護との比較はできないと考える。看護は看護学のみで4年間学習をしていると思うが、介護は介護だけではなく他の分野例えば、社会福祉学・家政学等の学問も併せて学習しているところが多いと思う。看護では、専任教員になった後の教育体制も整っているようですが、介護現場では教育体制や専任教員への教育体制もまだ不十分ではないかと懸念される。要望案とその理由に述べられている教員講習会免除とはつながらないのではないかと考える。

### 個人会員（「その他」の自由記述）

○教育に関する科目や教育実習などが可能かどうか不安な点があります。また介護教員講習会の在り方も含めての論議が必要ではないかとも思われる。

要望案3. 介護福祉専門職の労働条件を整え、魅力ある職域となるように推進していただきたい。

### 2-3. 「要望案3」についての「賛否」の集計結果

表2-7. 会員全体（正会員校及び個人会員）による「賛否」について

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	会員全体「賛」	37	97.4	97.4	97.4
	その他	1	2.6	2.6	100.0
	合計	38	100.0	100.0	

表2-8. 所属区分による「賛否」について

		要望3の「賛否」について		合計	
		「賛」	「その他」		
所属	正会員校	度数	21	0	21
		所属の%	100.0%	.0%	100.0%
	個人会員	度数	16	1	17
		所属の%	94.1%	5.9%	100.0%
合計	度数	37	1	38	
	所属の%	97.4%	2.6%	100.0%	

表2-9. 「要望案3」の自由記述の「有無」について

		要望3の自由記述		合計	
		有り	無し		
所属	正会員校	度数	8	13	21
		所属の%	38.1%	61.9%	100.0%
	個人会員	度数	10	7	17
		所属の%	58.8%	41.2%	100.0%
合計	度数	18	20	38	
	所属の%	47.4%	52.6%	100.0%	

### ○要望案3. について、「ご意見（加筆・修正）」抜粋。

#### 正会員（「賛」の自由記述）

○要望案1に記したように、4年制大学で国試を受け介護福祉士の資格を取得したものを「専門介護福祉士補」として位置づけ実務を2年間した上で「専門介護福祉士」としての身分を付与する。

○当大学も今年度は定員割れしてしまいました。コースを廃止しようという動きも見られる。日本の介護はこのままでいいのでしょうか？現場も、学生も、教員も、海外からの介護労働者も皆悩んでいる。

○近年、介護従事者の質（モラルや能力など）が取りざたされる傾向にある。もちろん介護の質を高めることも大切である。しかし行政としての責任、努力の欠如を問いたい。現実には福祉や介護の専門知識・技術・倫理に欠けるにもかかわらず、天下りで施設長に就任するケースも目にする。日々苦勞している現場を直視せず、低賃金を改善するための予算獲得の力もない官僚の責任は重い。賃金を引き上げる努力をおこたれば、教育機関が手塩にかけて育てても介護職員は去っていかざるをえない。団塊の世代が高齢期に入り、いよいよ高齢化が深刻になっていく中で、まともな生活が保障されない職場の現状をなんとかしなければ、職員は定着せず、施設は早晚行き詰まるにちがいない。すなわち介護保険制度そのものが崩壊せざるをえないのである。

○その為には、介護職員を介護福祉士とするという各職域での要件を付加していくことが必要ではないかと思う。人材不足の中で一気に無理かもしれませんが、少しずつ要件の付加を広げていくことも要望していく必要があると思う。

○社会的な身分保障、所得保障が、崇高な理念を保ち続け、専門性の高い実践者であるか、否かは、現在の各界の状況をみる限り、容易くはないことは明らかである。しかしながら、平和と福祉の思想の具現化を図り、実践する者に求める「専門性」が高ければ高いほど、相応の身分保障は図られる必要がある。その上で、個人と社会の要求に応えられるのか、応えきれないのか、その「資格者」や「職業人」を精査し、選別していくために、キャリアアップ等を活用すること。それらを介護福祉士養成教育機関や介護サービス事業所、社会福祉法人自らが連携して取り組むことが必要ではないか。

それぞれが経営の論理での思惑で「事を簡単に済ませつつ」、報酬アップにつなげる提案をすることは、自滅への道である。

○介護福祉士の資格取得までのルートが様々なことも専門性を理解されていない要因になっているようにも思う。主婦の片手間でできるような仕事ではないことを実証していくことも必要だし、より専門性があることを社会に訴え、高校生に示していかないと高校の先生も入学することを勧めない現状になっている。また、国家試験となり、専門学校よりも合格率が低い結果になった場合はもっと厳しい現実が待っていると思われる。あまり頭は良くないが、大学に通わせる経済的力のある親の子女が入学し、悪循環になる。

#### 個人会員（「賛」の自由記述）

○大学卒の介護福祉士は、他の課程の同資格より、入学時の学力や教育内容、基礎学力等におき、差があると思われる。よって、厚生労働省より、資格手当を直接上積みして施設が得られるようなシステムを作った方がよい。リーダーとなり、介護全体の牽引者にならなければならないことと思えば、そのための差はつけられて当然と考える。

○具体的な政策を上げて要望しては如何か。施設や事業所の運営や収入に関する制度政策の改善に触れるのか。労働者の支援策などの運用にとどめるかで違うと思う。

○政権交代ののち、介護などが今後の成長産業になるような政治家の発言も聞かれるようになった。また社会的企業のような分野も奨励されるようになってきた。しかし介護という職種が通常の市場原理によって営まれる産業となるとは考えにくい。何よりもこれは政策課題であると同時に、「やりがいのある仕事」として介護教育に携わる市民レベルの発想の転換がないことにはどうしようもない。政策でできることは、民間で進取の気性をもって魅了ある職場を作っているところに助成金を出すなどして、スタッフが安定して仕事に打ち込める外部環境を整えることであろう。

○未だ資格手当もつかない職場がある。大学を出て、専門として学んだことが社会に出て評価されるようにしていただきたい。私たち介護福祉養成大学の教員も、誇りを持ち、笑顔で、働き甲斐があると胸をはっている卒業生介護福祉士の姿をもっと社会に伝えていこうではないか。

○介護福祉士がもっと認知されるためには、有資格者と無資格者の待遇面の差をもっとつけるべきである。また、マスコミの力を活用すべきだが、ドラマなど、もっとまじめな作品を創ってほしい。質の悪い作品には職能団体からクレームをつけることも必要ではないか。職能団体から、国会議員をたくさん選出することも大切である。

○これを推し進めないと結局はこれからの介護を受ける世代に降りかかってくるしっぺ返しを被るだけである。時の政府がこのことを熟慮できなければ、日本の高齢社会は大変暗いものになる。

○介護福祉士の資格手当を介護報酬ではなく、公費による補助金で保障してほしい。なぜ介護職（ホームヘルパーを含む）がこのような状況に置かれているのか。社会的入院の解消のために、「安上がりの看護」を求めているからではないか。未熟練介護労働者が意図的、政策的に作り出されたと思う。これを解消するのは、やはり政策的対応しかないと思う。介護福祉士資格取得は、実務経験ルートを段階的になくし、養成校での教育に切り替える必要があると思う。とはいえ一挙に解決はつきませんので、まず、資格手当の充実を図ることだと思う。介護報酬に縛られているのは、改善は難しいので、介護福祉士を多く雇用している事業所には、税による資格手当の補助金をつけるなどから改善すべきである。

○4年制、2年制課程に限らず、是非推進していただきたい。

### 個人会員（「その他」の自由記述）

○大卒でなくても介護福祉士の資格を持っている人全てに共通の認識であると思われる。大卒が福祉職場で就職した場合、せめて初任給は専門学校より多くまた、大卒手当というものがあっても良いと思う。

養成校では地域差があるように感じる。養成校に学生が集まらない要因が全て経済性の問題ばかりでなく、人間関係の理由も多いと聞く。生きがいを持って働く職場作りに、養成校の教員が一役買っていけるような仕組みも作ってもらいたい。教員は学校の中だけでなく、もっと現場にでていけるような教員の質も向上できるような仕組みがあると良い。現状では教員や学生、職場に求められるニーズは高く、そのための質を磨くのに環境が豊富にあるわけではない。学生も卒業後母校に戻り教職についても、その後の向上には研修プログラムが介護職にあっても良いとおもう。賛成・否ははっきり決められない。

## 4. その他の要望案について。

表2-10. 「その他の要望案」の自由記述の「有無」について

	その他の要望		合計		
	有り	無し			
所属	正会員校	度数	3	18	21
		所属の%	14.3%	85.7%	100.0%
	個人会員	度数	5	12	17
		所属の%	29.4%	70.6%	100.0%
合計	度数	8	30	38	
	所属の%	21.1%	78.9%	100.0%	

## 正会員

○ダブル資格を取得できるために、国試試験日は2月の第2日曜日として欲しい。

○受験資格としての、実務経験プラス600時間にしても、厳守すべきである。ただし、経過措置として、向こう5年間に限り300時間で受験を認める。しかし、取得した資格は「介護福祉士補」として、実務5年間のうちに初任者研修・ファーストステップ研修等を終了して介護福祉士となる。

○介護福祉士資格取得方法として養成施設または短大、大学教育での養成を経て受験資格につなげる教育の一本化を近い将来に実現すること。

○地域包括支援センターの介護の専門職の一員として位置付けてほしい。

在宅介護支援センターでは、介護福祉士を位置付けていたが、地域包括支援センターでは、位置付けられていない理由が明らかとされないまま制度の変更がなされた。しかし、今後ますます増大する介護ニーズに対応するためには、介護のエキスパートたる介護福祉士、4年制大学において養成された専門介護福祉士を位置付ける必要があると考える。多元化する供給主体と多様化する介護の担い手のスーパービジョンやマネジメントを行いうる人材は不可欠であると思う。

○これまでの社会福祉士養成に関わる教育に加え、介護福祉士養成教育を総括する必要がある。いかに、知識と技術を実践力へと活用できるように教育されてこなかったか、臨地実習がアライバイづくりとだけされる状況になかったか、総括していれば、改善案のひとつとして上記要望が発案されるはずがないと考える。

## 個人会員

○厚生労働省では超高齢社会に向けた介護人材の数の確保のために現在の多様な資格取得コースを残しているが、資格の価値を高め、魅力ある職業とするためには教育の一本化を図り介護人材の質を高めなければ要望3.の実現も難しいと考える。移行期間を定め、早急に教育課程の一本化を図ることと同時に資格の差別化を図る必要がある。

○大学教育における介護福祉士の資格取得方法も単位制の導入を可能とし、学びやすい環境の整備が必要である。少子化に向けて、大学は今や高校生のみを対象とした教育は学生の確保も困難となっている。また、大学は年齢や性別に関係なく開かれた高等教育機関として開放すべきであり、介護福祉士の資格取得についても単位制で取得が可能であれば、個人の事情に合わせた資格取得の選択が可能となるのではないかと考える。

○上記のようなシステムが実現されるならば、大学で介護福祉士を養成する意義が明確化され、日本における介護の社会的な認知も変化してくるのではないかと考える。存続の危機に陥っている大学が増加している。教員個人の力では限界がある。早急に現実をふまえた政策の実現を期待する。

○専門性が必要と唱えつつ、高校でのルートを残す。こんなダブルスタンダードは辞めて欲しい。もし、多様なルートを設定するならば、専門介護福祉士のような段階を設け、高等教育機関に進む者が報われるようなものにして欲しい。そうでないと日本の介護福祉教育は崩壊し、介護の人材育成の質も一向に上がらない。

### 3. 考察

#### 3-1. 「要望案1」についての「賛否」について

会員全体（「正会員校」及び「個人会員」の総和）による「賛否」の結果では、会員全体「賛」が8割（度数30；83,3%）、会員全体「否」が2割弱（度数6；16,7%）の結果であった（表2-1参照）。

所属区分による「賛否」の結果では、正会員校では「賛」（度数18；85,7%）、「否」（度数3；14,3%）。個人会員では「賛」（度数12；80,0%）、「否」（度数3；20,0%）の結果であった（表2-2参照）。所属区分による「賛否」の結果では、偏った傾向はみられなかった。

#### 3-2. 「要望案1」の自由記述

「要望案1」の自由記述の「有無」については、会員全体（「正会員校」及び「個人会員」の総和）による「有り」が6割以上（度数24；63,2%）であった（表2-3参照）。自由記述の記載内容からも、この結果は「賛否」を問わず、要望案に対して会員の関心の高さを示している。

自由記述の内容では、「賛否」について様々な視点から意見（①原案賛成、②一部賛成・反対、③要望反対、④その他意見等）、が出された。また、本年度の介護福祉士養成施設協会で発表された「専門介護福祉士設置構想」があり、現状の動向について整理する必要性が示唆された。

この「要望案1」については、議論の視点を整理して総会において審議が必要と考えられる。

#### 3-3. 「要望案2」についての「賛否」について

会員全体（「正会員校」及び「個人会員」の総和）による「賛否」の結果では、会員全体「賛」が7割（度数27；73,0%）、会員全体「否」が2割弱（度数7；18,9%）、「その他」1割未満（度数3；8,1%）の結果であった（表2-4参照）。

所属区分による「賛否」の結果では、正会員校では「賛」（度数15；71,4%）、「否」（度数4；19,0%）。個人会員では「賛」（度数12；75,0%）、「否」（度数3；18,8%）の結果であった（表2-5参照）。所属区分による「賛否」の結果でも、偏った傾向はみられなかった。

#### 3-4. 「要望案2」の自由記述

「要望案2」の自由記述の「有無」については、会員全体（「正会員校」及び「個人会員」の総和）による「有り」が6割未満（度数22；57,9%）であった（表2-3参照）。自由記述の記載内容からも、この結果は、「賛否」を問わず、要望案に対して会員の関心の高さを示している。

自由記述の内容についても、「賛否」について様々な視点から意見（①原案賛成、②一部賛成・反対、③要望反対、④その他意見等）、が出された。この「要望案2」についても、「要望案1」同様に、議論の視点を整理して総会において審議が必要と考えられる。

#### 3-5. 「要望案3」についての「賛否」について

会員全体（「正会員校」及び「個人会員」の総和）による「賛否」の結果では、会員全体「賛」が9割（度数37；97,4%）、の結果であった（表2-7参照）。この結果は、会員全体として「要望案3」の推進を願うことを示している。

#### 3-6. 「要望案3」の自由記述

自由記述の傾向として、①介護人材不足問題、②介護従事者の待遇問題、③社会的認知と専門性の確立等、介護福祉士が置かれている現状の改善についての意見が占めている。この内容は、2007（平成19）年度に実施した「4年制大学における介護福祉士養成に関する基礎調査報告」報告（介護福祉士養成大学連絡協議会・準備会 調査研究員）においても同様の結果であった。3つの要望案で、最も会員全体の「賛」を占めており早急の課題といえる。

### 3-7. 「その他の要望」についての自由記述

「その他の自由記述」では、①国家試験日について、②資格取得ルートについて、③社会的認知と専門性の確立等、④地域包括支援センターでの専門職として位置づけ、⑤その他意見等) が出された。①国家試験日については、2007年度に実施した「4年制大学における介護福祉士養成に関する基礎調査報告」報告（介護福祉士養成大学連絡協議会・準備会 調査研究員）においても同様の意見が出されている（註1）。

## 4. 今後の課題と方向性

今回の3つの「要望案」については、会員全体の「賛否」の結果と自由記述から様々な意見が出された。

現段階では、意見を統一する段階には至っていないが、3つの原案を基本的な方向性として今後総会等において議論を展開していくことが課題となる。

（註1）

補足：介護福祉士養成大学連絡協議会では、「介護福祉士と社会福祉士の国家試験日程を別々に設定して卒業時にダブル資格取得が可能になるようにお願いしたいという旨の要望書」をとりまとめ、2008（平成20）年9月5日、日本介護福祉士養成施設協会に提出。同年10月2日、介護福祉士養成施設協会から「社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験と相互に重複することがないよう特段の配慮をお願いいたします」という要望書として、厚生労働省社会援護局基盤課長に提出。厚生労働省では、2008（平成20）年7月から「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会」が開催され、2008（平成20）年12月26日「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の今後の在り方について～20回の実績を踏まえた検証と新カリキュラムへの対応～」報告書が取りまとめられる。「介護福祉士と社会福祉士のダブル国家資格取得が可能になるように、「現在のように社会福祉士・介護福祉士国家試験を同一日に実施した場合、同一年度に両方の資格を取得することができなくなることから、実施日を区分することを検討する必要がある」と、「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の今後の在り方について」報告書に明記された。